

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	9 件

## 神奈川県国民年金 事案 1927

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年7月まで

私は、将来のことを考え、自分で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も自分で納付してきた。当時、保険料を集金人に納付すると領収書を渡された。申立期間当時は、引っ越したため、区役所で保険料を納付したと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人は、申立期間の途中で住所変更しているが、その際の住所変更手続は適切に行われていることが推認される。申立人は、申立期間以外の時期にも、数回住所変更しており、そのいずれについても、適切に手続が行われ保険料の未納は無いことから、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間直前の昭和48年度の国民年金保険料については、当初未納とされていたが、申立人が所持する保険料の領収書により、その後、納付済みに記録の訂正が行われている。

さらに、申立人は、婚姻後も引き続き国民年金に任意加入し、保険料を納付しており、納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、結婚後、父親から国民年金の制度のことを聞き、昭和50年12月に自ら区役所で任意加入の手続を行った。

申立期間当時は、3か月に一度くらいの割合で納付用の書類が送付され、それを持って近くにあった銀行の支店で国民年金保険料を納付していた。保険料を納付しなければならない月はカレンダーに書き込み冷蔵庫に貼り、忘れないように注意していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、3か月に一度くらいの割合で納付用の書類が送付され、それを持って近くにあった銀行の支店で国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、当時、3か月単位の納入通知書を発行していたことが確認でき、申立内容と一致する。

また、申立期間は3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や夫の仕事に変更は無く、特段生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き任意加入期間中の国民年金保険料はすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1929

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私は、結婚後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が夫婦二人分を毎月様々な金融機関で納付した。

夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、夫婦の納付記録は相違している。

納付した保険料額などの記憶は無いが、当時は夫婦で理容店を開店し、その後、店舗兼住宅を購入した時期なので、資金もあり、保険料が納付できないような状況ではなかったため、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であり、申立人は、結婚後に国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和50年4月以降、申立期間を除いて、国民年金保険料を60歳まですべて納付している上、申立期間の前後の期間については、保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、その間の申立期間の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人夫婦は、当時、理容店を開店し、店舗兼住宅を取得した時期であるため、国民年金保険料が納付できない状況ではなかったとしており、その主張に不自然さはなく、申立人夫婦は、保険料を納付する資力を有していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1930

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで  
② 昭和53年10月から54年3月まで

結婚後、夫が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を毎月様々な金融機関で納付した。

夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、夫婦の納付記録は相違している。

納付した保険料額などの記憶は無いが、当時は夫婦で理容店を開店し、その後、店舗兼住宅を購入した時期なので、資金もあり、保険料を納付できないような状況ではなかったため、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、6か月と短期間であり、申立人は、結婚後に国民年金の加入手続きを行ったと考えられる昭和52年4月以降、申立期間②を除いて、国民年金保険料を60歳まですべて納付している上、申立期間②の前後の期間については、保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、その間の申立期間②の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人夫婦は、当時、理容店を開店し、店舗兼住宅を取得した時期であるため、国民年金保険料が納付できない状況ではなかったとしており、その主張に不自然さはなく、申立人夫婦は、保険料を納付する資力を有していたものと考えられる。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に払い出されて

おり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、同時期に国民年金加入の手続が行われたものと推認できる上、社会保険庁の記録上も、申立人が国民年金保険料の納付を開始した時期は 52 年 4 月とされており、申立人の夫は「保険料をさかのぼって納付したことはない。」と述べていることから、申立期間①について、保険料が納付されていたとは考えにくい。

また、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1931

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 38 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、区役所から国民年金の加入を勧める文書が来たので、昭和 38 年の秋ごろ、区役所に行き、夫と私の二人分の国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、金額は覚えていないが、加入手続をした区でも、その後移転した市でも、私が、毎月金融機関に行き、納付書で納付してきたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日及び申立期間直前の国民年金保険料の特例納付日が同じであるにもかかわらず、申立人の夫は昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの 1 年分の国民年金保険料を特例納付しているのに対して、申立人は 36 年 4 月の 1 か月分のみを特例納付したこととされているのは不自然であり、申立人もその夫と同様に、昭和 36 年度の保険料は、4 月分のみではなく申立期間①のうち、昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの 11 か月分も併せて、合計 1 年分を特例納付したものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①のうち昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び申立期間②については、申立人は、毎月金融機関に行き、国民年金保険料を納付書で納付してきたと主張しているが、その期間は約 12 年と長期間であ

り、申立人はその途中の 44 年 7 月に転居しているが、複数の地区において毎月金融機関で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、行政が続けて事務処理を誤ったとは考えにくく、この期間については、申立人の夫も保険料が未納とされている。

また、転居前の区で納付書制度が開始されたのは、申立人が転居後の昭和 45 年度からであり、かつ、転居後の市では、申立期間②の後の昭和 50 年 12 月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、前述の期間について、毎月保険料を納付書により金融機関で納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間①のうち昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年8月まで

私は、国民年金制度ができたころに、国民年金勧誘員に加入を勧められ、市役所の支所で加入手続を行った。国民年金保険料は、定期的に集金人が自宅に来たので手元にあった内職の賃金で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度ができたころに市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、当該市役所の支所は申立てのとおり場所に実在しており、国民年金加入手続を行っていたほか、申立人が居住していた地域には集金人制度が存在していたことが確認でき、かつ、申立期間について国民年金に加入した動機や申立期間の保険料を納付した際の状況に関する申立人の記憶は鮮明であり、その内容は詳細、かつ、具体的であることから、申立内容の全体を通じて特段不合理な点は認められない。

また、社会保険庁のオンライン記録には、申立人の記録として特定できないものの、申立人と同姓同名で、かつ、同じ生年月日の被保険者の記録が存在していることが確認できることから、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の夫は、「当時、妻から、内職の賃金で国民年金保険料を集金人に納付していると聞いていた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1933

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 40 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 1 月まで

親戚から国民年金制度の話聞いていたので、20 歳になった昭和 36 年 3 月に、伯母が私と、当時伯母宅にいた家政婦の二人の国民年金の加入手続を役場で行った。その時発行された国民年金手帳は、青色のくすんだ色であったが、今は紛失して手元に無い。

伯母は、私が結婚するまで私と家政婦の二人分の国民年金保険料を納付していた。伯母は、いつもまとめて 1 年分の国民年金保険料として 1,200 円ぐらいを納付していたと思う。

申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 36 年 3 月に、申立人の伯母が国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 3 月に払い出されていることが確認でき、加入手続を行いながら、その直後の申立期間①の国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立人の伯母と一緒に国民年金保険料を納付していたとする家政婦の申立期間①及び②の保険料は納付済みとなっており、申立人の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 36 年 3 月に申立人の伯母が加入手続を行った際の国民年金に関する記号と番号を手帳に控えており、その記号と番号は、同年 3 月に申立人に払い出された国民年金手帳記号番号と一致するとともに、申立人が記憶している国民年金手帳の色や国民年金保険料額は、当時のもの

とおおむね一致しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1934

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、市役所に出向き窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ、3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1935

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から同年12月まで

私の妻は、私が勤務先の会社を退職した昭和48年8月に町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その際に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年8月に町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その際に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立人が同年8月に国民年金の資格取得届を提出していたことが確認できることや、申立人の納付記録によると、後に保険料が還付されている申立期間直後の49年1月及び同年2月の保険料が厚生年金保険の加入期間であるにもかかわらず、納付済みとされていることを考え併せれば、申立人が、国民年金の加入期間で、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った直後の申立期間の保険料を納付せずに、厚生年金保険に加入してから国民年金保険料を納付し始めたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻の申立期間の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後、国民年金保険料を完納しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1936

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年9月まで

昭和54年6月ごろ、私は近所の友人に勧められて市役所で国民年金の任意加入の手続を行った。その後、市役所から送られてきた納付書を使って、自宅近くの銀行か郵便局で国民年金保険料を納付していた。いつも、保険料の納付期限を気にしていたので、保険料の納付し忘れは無い。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や夫の仕事に変更は無く、特段生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和54年6月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き未納期間は無い上、任意加入者から第3号被保険者への切替手続及び第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っており、保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、既に平成17年4月1日に訂正され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなくなっているが、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録について、平成17年6月29日の標準賞与額を48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月1日から同年9月1日まで  
② 平成17年6月29日

社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、平成17年5月から8月までの給与支給明細書と同年6月の賞与支給明細書があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）、申立期間の給与支給明細書、賞与支給明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社が社会保険庁に提出した厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）により16万円、申立期間②の標準賞与額については、同社及び申立人が提出した平成17年6月の賞与支給明細書から48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における申立人の資格取得日を誤って平成 17 年 9 月 1 日として届け出たため、申立人の資格取得日を同年 4 月 1 日に訂正するための厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）を 20 年 4 月に社会保険事務所に提出しており、申立期間の保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 神奈川県厚生年金 事案 786

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月24日から同年7月1日まで  
60歳になった時に、厚生年金保険加入期間の確認を行ったところ、昭和43年入社以降継続して勤務しているA社での加入期間に、47年6月24日から同年7月1日までの1か月分の欠落があることが判明した。47年7月1日付けで同社B工場からC工場へ転勤しただけなので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された異動や支給された給料の履歴を記載してある「辞令簿」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年7月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年5月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで  
② 昭和48年6月16日から同年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの被保険者期間が欠落している。私が保管している厚生年金保険被保険者証には資格取得日が19年6月1日と記載されていることから、同日から被保険者期間であったはずであり、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和48年6月16日から同年10月1日までの被保険者期間が欠落している。48年9月30日に同工場が閉鎖になり、同年10月1日に同社C工場に転勤となった。当時の給料明細書も保管しており、厚生年金保険料も給料から控除されていることが明らかである。当該期間について厚生年金保険の被保険者であった記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、事業主が保管していた従業員名簿の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続勤務（昭和48年10月1日に同社B工場から同社C工場に異動）していたことが確認でき、申立人が保管していた給料明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間における事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、事業主が保管していた従業員名簿の記録により、申立人は、昭和18年1月9日に技術職として入社して当該期間も継続して勤務していることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険法の被保険者名簿において、申立人の厚生年金記号番号（D）の前後は、連番（E番からF番まで）となっており、いずれも資格取得年月日は、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）が施行された昭和19年6月1日となっている。

また、管轄社会保険事務所では「当時、同法に基づく新たな被保険者用の厚生年金記号番号としてG番からH番を割り振った」と説明していることから、申立人の記録は、同法の附則第1条及び第3条に基づき同年10月1日から保険料の徴収が行われたものと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社での資格取得年月日が昭和17年1月1日から19年6月5日までの労働者年金保険法の被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、労働者年金保険記号番号に欠番が無いことからA社における申立人の職種は労働者年金保険法の適用を受けておらず、申立人の同年6月1日以前の被保険者記録も無い。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る社会保険庁の記録は正しく、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月1日から同年8月1日まで

私は、昭和44年1月26日から48年4月1日までA病院に勤務しており、昭和44年2月分から同年8月分までの給与明細書及び源泉徴収票があり、社会保険料も控除されているので、当該期間について被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び昭和44年分給与所得の源泉徴収票により、申立人がA病院に44年3月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書及び社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A病院は昭和48年4月に全喪し、事業主の所在も不明で、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月15日から同年7月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和62年6月16日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、実際は同年6月15日に、親会社のB社から子会社のA社へ代表取締役として転籍し、保険料も控除されていた。

事実を証明する社内告示書等があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の社内告示書から、申立人が昭和62年6月15日にA社の代表取締役に就任したことが確認でき、社会保険庁の記録では、申立人は、A社の代表取締役就任日の翌日である昭和62年6月16日に、親会社であるB社で社内告示書どおりに厚生年金被保険者の資格を喪失している上、A社は、申立期間に係る厚生年金保険料を、申立人の役員報酬から控除していたと認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

しかし、申立人は申立期間当時、A社の代表取締役であったが、申立期間は、申立人が代表取締役に就任した直後である上、当時、同社の所在地

はCであり、社会保険事務はCで行われていたところ、申立人はDに在住していたことを踏まえると、申立人は同社が保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態ではなかったものと判断される。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川県厚生年金 事案 790

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社。）B支店における申立期間の資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで  
社会保険庁の記録では、A社B支店の資格喪失日が昭和51年3月31日になっているが、実際は同年4月1日である。同社B支店から同社C支店に異動した時期であり、空白無く勤務してきた。1か月抜けているのは会社の事務手続き上のミスと思われるので当該申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年2月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 791

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年2月5日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間①における厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社E支店(現在は、C社。)の資格取得日に係る記録を昭和48年5月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年1月13日から同年2月12日  
② 昭和48年5月29日から同年6月4日

社会保険庁の記録によると、申立期間①及び②に係る2か月分の被保険者記録が欠けているが、昭和27年4月にA社に入社、当社を退職後は関連会社に就職し平成6年3月に退職するまで継続して勤務していた。

A社及び関連会社を通じて毎月給料から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間が2か月分欠けているのは納得できない。保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 調査の過程で、社会保険事務所の保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から同支店における申立人の資格喪失日が昭和30年2月5日であることが確認された。

また、C社の人事の記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和30年1月に同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和30年



2月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

- 2 C社の人事の記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和48年5月29日にA社D支店からE支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険庁の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

- 3 事業主が申立期間②に係る申立人の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 49 年 4 月まで

私は、昭和 36 年 2 月から厚生年金保険に、41 年 1 月からは国民年金に加入するなど、仕事が変わる都度国民年金の加入手続を行っているにもかかわらず、申立期間が未加入とされている。申立期間の国民年金保険料は銀行や郵便局の口座振替で納付していると思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかないと主張しているところ、申立人が所持する昭和 41 年 1 月発行の国民年金手帳では、43 年 3 月の厚生年金保険被保険者資格取得時に国民年金の被保険者資格を喪失、その後、49 年 5 月発行の国民年金手帳では、同年同月に国民年金に任意加入したこととされ、その間の申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、申立人の特殊台帳でも同様の記録となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、銀行や郵便局の口座振替で納付してきたと思う主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた市で口座振替制度が始められたのは、昭和 47 年 10 月分の保険料からであることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月まで

申立期間より前の期間は、定額保険料と付加保険料を一緒に納付しており、その後転居し、転居後の市でも引き続き定額保険料と付加保険料を納付していたと思っていたが、定額保険料のみが納付されて、付加保険料は未納とされていることが判明した。

付加保険料を納付しない旨の申し出をしたこともなく、引き続き付加保険料を納付していると思っていた。

保険料の納付に関する督促状も届いておらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても申立期間前から引き続き定額保険料と付加保険料を一緒に納付していたと思っていたと主張しているが、申立人が所持している昭和 57 年度から 59 年度までの口座振替用の国民年金保険料納入通知書により、申立人が、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの間に納付すべき保険料は定額保険料のみであることが確認できるとともに、同通知書の申立人に賦課された保険料額の欄には、それぞれの年度の定額保険料額のみが記載されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の記録では、申立人が同市に居住を始めた申立期間の始期以降、申立期間において、付加保険料が賦課されたとする記録は確認できない上、同市において、申立人の付加保険料の収納状況が確認できる昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料検認記録によれば、申立人の同期間の保険料は定額保険料のみが納付されていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市では、定額保険料と付加保険料とは一つの納付書でその合計額を納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料を口座振替により一緒に納付しているながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1939

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要はない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年3月まで

私は、昭和40年に結婚した後、私の妻と区役所へ行き国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、妻が自宅を訪れてきた集金人に私と妻と私の母親の三人分をすべて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年1月から43年12月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年1月に未加入者に対して実施された職権適用分として払い出されており、当該期間は未加入期間とされていることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することはできず、申立期間当時において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和40年1月から43年12月までの期間について、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和40年1月から43年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、当委員会の調査過程において、納付済みとなっていることが市役所の被保険者名簿により確認され、これに基づき、社会保険庁のオンライン記録は既に納付済みに訂正されており、納付記録に問題はない。

## 神奈川県国民年金 事案 1940

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 38 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、区役所から国民年金の加入を勧める文書が来たので、昭和 38 年の秋ごろ、妻が区役所に行き、妻と私の二人分の国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、金額は覚えていないが、加入手続をした区でも、その後移転した市でも、妻が、毎月金融機関に行き、納付書で納付してきたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人の妻が、毎月金融機関に行き、国民年金保険料を納付書で納付してきたと主張しているところ、その期間は約 12 年と長期間であり、申立人はその途中の昭和 44 年 7 月に転居しているが、複数の地区において毎月金融機関で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、行政が続けて事務処理を誤ったとは考えにくく、この期間については、申立人の妻も保険料が未納とされている。

また、転居前の区で納付書制度が開始されたのは、申立人が転居後の昭和 45 年度からであり、かつ、移転後の市では、申立期間②の後の昭和 50 年 12 月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、転居してからそれまでの期間について、毎月保険料を納付書により金融機関で納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1941

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 42 年 3 月まで

私が会社を退職した後の昭和 37 年 8 月ごろ、夫の母親が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、夫の母親が町内会の会合の時に役員に納付していたはずであり、国民年金手帳に印紙のようなものを貼っているのを見たことがある。申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和 37 年 8 月ごろ、申立人の夫の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、47 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立人の夫の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、その母親は既に他界しており、申立人も加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の夫からも具体的な証言は得られず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年12月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び平成7年3月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から46年12月まで  
② 昭和48年4月から同年9月まで  
③ 昭和49年4月から50年3月まで  
④ 平成7年3月から8年3月まで

申立期間①について、昭和45年3月に、市役所で国民年金の加入手続をした際に担当者から、昭和44年度の現年度納付分の国民年金保険料の他に、約2年分の保険料もさかのぼって納付するように言われたので、保険料を分割して納付し、その後も毎月納付してきたので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、昭和48年4月から同年9月までは、厚生年金保険の被保険者期間と重複して国民年金保険料を納付したが、社会保険事務所の職員から、「平成12年7月に保険料の還付決議の手続が行われた後、被保険者から還付金請求が無く2年が経過したので、この還付金は時効により受領できない。」と言われ、その保険料の還付を受けていないことは納得できない。

申立期間③について、市役所の国民年金課の窓口で納付書を作成してもらい、窓口で国民年金保険料を納付したので認めてほしい。

申立期間④について、妻が市役所で国民年金保険料の全額免除の手続を行い、その1年後に、市役所内の銀行で保険料を追納したにもかかわらず、記録の訂正が行われていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和45年3月に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の国民年金の資格取得日から、申立人及びその妻が国民年金の加入手続を行ったのは50年7月であると推認できることから、申立内容と合致しない上、50年7月時点では、申立期間①は、時効により保険料を納付できない期間であり、仮に、その期間の保険料を納付したとすると特例納付によるほかないが、申立人が保険料を納付したとする市役所内では特例納付による保険料の収納は行っていない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間と重複して国民年金保険料を納付したが、その保険料の還付を受けていないと主張しているところ、社会保険庁の記録によれば、平成12年7月に還付手続が行われていることが確認でき、その手続を疑わせる事情も見当たらないことから、申立人に還付されるべきであったその期間の保険料の還付請求権は、既に時効により消滅している。

さらに、申立期間③について、申立人は、市役所の国民年金課の窓口で、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、前述のとおり、申立人及び申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和50年7月であると推認できることから、申立期間③の保険料は過年度納付によるほかなく、この保険料は、申立人が当時居住していた市の国民年金課の窓口では納付できない。

加えて、申立期間④について、申立人は、申立人の妻が市役所で国民年金保険料の全額免除手続を行い、その1年後に、市役所内の銀行で保険料を追納したと主張しているところ、この追納したとする保険料は過年度納付となるため、申立人が当時居住していた市の市役所内の銀行では納付できない。

その上、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1943

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び平成7年3月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から48年3月まで  
② 昭和49年4月から50年3月まで  
③ 平成7年3月から8年3月まで

申立期間①について、昭和45年3月に夫が市役所で国民年金の加入手続をした際に、担当者から、昭和44年度の現年度納付分の国民年金保険料の他に、約2年分の保険料もさかのぼって納付するように言われたので、保険料を分割して納付し、その後も毎月納付してきたので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、市役所の国民年金課の窓口で納付書を作成してもらい、窓口で国民年金保険料を納付したので認めてほしい。

申立期間③について、市役所で国民年金保険料の全額免除の手続を行い、その1年後に、市役所内の銀行で保険料を追納したにもかかわらず、記録の訂正が行われていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の夫は、昭和45年3月に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の国民年金の資格取得日から、申立人及びその夫が国民年金の加入手続を行ったのは50年7月であると推認できることから、申立内容と合致しない上、同年7月時点では、申立期間①は、時効により保険料を納付できない期間であり、仮に、その期間の保険料を納付したとすると特例納付によるほかないが、申立人が保険料を納付

したとする市役所内では、特例納付による保険料の収納は行っていない。

また、申立期間②について、申立人は、市役所の国民年金課の窓口で、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、前述のとおり、申立人及び申立人の夫が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 50 年 7 月であると推認できることから、申立期間②の保険料は過年度納付によるほかなく、この保険料は、申立人が当時居住していた市の国民年金課の窓口では納付できない。

さらに、申立期間③について、申立人は、市役所で国民年金保険料の全額免除手続を行い、その 1 年後に、市役所内の銀行で保険料を追納したと主張しているところ、この追納したとする保険料は過年度納付となるため、申立人が当時居住していた市の市役所内の銀行では納付できない。

加えて、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1944

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 42 年 3 月まで

私の母親は、子供たちの国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をすべて行っていた。私は、母親から、「子供 4 人分の国民年金の加入手続を行った後、しばらく保険料を納付していると、さかのぼって保険料を納付することができる制度ができたので、さかのぼれることが可能な期間について、保険料を納付した。その何年か後には、20 歳までさかのぼることができる特例納付制度を利用して、保険料を納付していた。」と聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その母親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親も既に他界しているため、申立期間の保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が、国民年金の加入手続及び保険料の納付等について、申立人及び申立人の兄弟の分をすべて取り仕切っていたとしているが、申立人と同居していた兄弟のうち、長弟は国民年金に加入しておらず、兄及び次弟は、申立人が現に保険料を特例納付している昭和 42 年度からの保険料を申立人と同時期に特例納付していることが確認できることから、国民年金に加入していなかった長弟を除いて、申立人、その兄及び次弟は、同じく 42 年度までさかのぼって保険料を特例納付したと考えるのが自然であ

る。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1945

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 42 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 42 年 5 月まで

私の父親は、私が 20 歳になった昭和 38 年 9 月ごろ、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、父親は、申立期間当時、市の集金人であった隣人の婦人会役員に、毎月、私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和 38 年 9 月ごろに市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 42 年 9 月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の父親が、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたと述べているが、その父親は既に他界しており、納付状況が不明であり、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が申立期間当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、いずれも国民年金の資格取得時期が昭和 42 年 6 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1946

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで

私は、銀行で申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。私が所持している出納帳の平成8年1月12日の欄にも、申立期間の保険料額が記載されており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立人が所持している出納帳の平成8年1月12日欄に、国民年金保険料額が記載されていることから、この時期に申立期間の保険料を銀行の窓口で納付書により納付したとしていたが、その後、主張が変遷し、申立期間の保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の納付記録によると、申立人が平成8年1月12日に申立期間直前で納付済みとされている7年8月から同年11月までの期間の保険料を納付書により納付したことが確認できることや、申立人は、出納帳には、この時期以降の欄に保険料額の記載が無いと述べていることを考え併せれば、申立人が保険料を納付した期間について、4か月ずれて記憶していた可能性がある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 神奈川国民年金 事案 1947

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年12月まで

私は、昭和45年4月ごろ、友人に勧められ、友人と一緒に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、私は、申立期間について、口座振替により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月ごろに市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その当時、申立人が述べる出張所が存在していなかったことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は50年1月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、口座振替により国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が申立期間当時居住していた区が保管する国民年金被保険者名簿によると、いずれも国民年金の資格取得時期が昭和50年1月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 30 日から 59 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の加入が昭和 59 年 9 月 1 日からとなっている。同社には 50 年 5 月 30 日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険組合の加入記録が昭和 50 年 6 月 26 日からとなっていること及び雇用保険の加入記録が同年 8 月 16 日からとなっていること並びに同僚の証言から、申立人が同年 6 月 26 日以降にA社で勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立人の申立期間に、A社で経理を担当していた事務員によると、「昭和 59 年 9 月 1 日以前において日給制的な勤務形態の従業員は、厚生年金保険には加入させていなかった」と証言しており、申立人も 50 年から 55 年ごろまでは日給制であったと述べている。

さらに、同事務員は「同社が社会保険事務所の指導を受けて、昭和 59 年 9 月 1 日から全従業員を厚生年金保険に加入させた」と証言しており、社会保険事務所が保管している事業所別被保険者名簿によると、同社において厚生年金保険に加入させていなかった申立人を含む従業員 94 名が新たに厚生年金保険の資格を同日で取得していることが確認でき、このことから、同社がすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年ごろから33年ごろまで

夫が生前、A社に勤務していたことを話しで聞いていたが、社会保険庁には厚生年金保険の被保険者としての記録が残っていない。

夫が亡くなる前年、会社のOB会と思われる「Bの会」に出席しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態については、A社には申立期間当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は保存されておらず、また、申立人の妻は、申立人の当時の業務内容や、上司、同僚等の名前などを記憶していないことから、確認することができない。

また、昭和24年から34年までの当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号に欠番は無く、申立人の記載は無い。

さらに、申立人の妻が主張する会社のOB会と思われる「Bの会」について、当該事業所からは「Bの会」は存在するが、マーケティング業務関連の親睦会であって、会社のOB会ではないとの証言を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 794

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までのうちの半年間  
私は、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までのうちの半年間、A社に勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社は、Bの近くにあった会社で、私は新聞社を対象としたハイヤーの運転手をしていました。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことについては、職務内容についての申立人の具体的な記憶があり、A社が当時Bの近くに存在したことが確認できることから推認できるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間についての記憶が曖昧であり、A社の同僚の名前を記憶していないことから、申立人が同社に在職していた時期を特定できず、同僚から証言を得ることもできない。

さらに、A社は、同社が保管している申立期間当時の社会保険台帳には申立人の名前が無いことを回答している上、社会保険事務所の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は無く、Bの周辺に存在したA社と類似する事業所の名簿にも申立人の名前は見当たらない。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 795

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から 31 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を照会したところ、A社での加入記録は、昭和 31 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 1 日までの期間であるとの回答をもらった。同社には、30 年 5 月から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 10 月に撮影されたとする職場社員旅行の写真から、申立期間はA社に勤務していたと述べているが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 31 年 10 月 1 日であることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立人が保管していた厚生年金保険被保険者証では「初めて被保険者となった日」が昭和 31 年 10 月 1 日となっていることが確認できる。

加えて、申立人が職場社員旅行の写真で名前を挙げている 3 名のうち 2 名が健康保険厚生年金保険被保険者名簿から昭和 31 年 10 月 1 日に資格取得していることが確認でき、1 名は同名簿に氏名が見当たらない。

このほか、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 796

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月ごろから 34 年 1 月 31 日まで  
私は、昭和 30 年 10 月ごろから 34 年 1 月 31 日まで A 医院で歯科技工士として勤務したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者となっていない。  
昭和 30 年ごろは、既に国は常時従業員 5 名以上の事業所では厚生年金保険の加入を義務づけていたので、記入漏れがあったことと思う。  
この期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務時間や従業員に対する処遇方法等を詳細に記憶していることから、申立期間について、A 医院に勤務していたことは推認できるが、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない。

また、申立人は「職業安定所の紹介で就職した際の求人票の提示額と、毎月の手取額が同額であった」と述べており、申立人は「給与から厚生年金保険料を控除されていなかったのではないかと述べている。

さらに、A 医院への照会結果によると、適用事業所となったのは、平成元年 4 月 1 日と回答しており、社会保険庁の記録によっても、A 医院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年 4 月 1 日となっている上、A 医院が保管している昭和 59 年の決算書に健康保険料は預り金として帳簿に記載があるが、厚生年金保険料については預り金として記載が無いとすることからみて、A 医院は申立期間当時も厚生年金保険には加入しておらず、控除もしていなかったものと考えられる。

加えて、A 医院も平成元年 4 月 1 日以前の資料を保管していないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 797

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から32年6月16日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済み期間とされている。同社から退職手当として1万2,000円を受け取ったが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄には、脱退手当金の裁定が行われた記録があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年7月10日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、その後10年超にわたって厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 798

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月24日から同年12月1日まで  
昭和36年11月24日に、A社C所からB社に移籍した。  
社会保険庁の年金記録によると、昭和36年11月の1か月厚生年金保険期間が欠落しているが、勤務も継続しているので、この期間の厚生年金保険の空白があるのはおかしい。  
B社はA社の系列会社であるので、当該期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の具体的な記憶も無い。

また、A社の人事記録では、「昭和36年11月23日B社転出のため退職。」と記載されていることから申立期間に勤務の実態があったことは認められない。

さらにB社の人事記録によると、「昭和36年11月24日A社より移籍、主事補に任ずる。12月5日より入社、給与は12月1日より支給する。」と記載されている。

加えて、給与支払い方法や保険料控除に関して、A社給与から保険料を控除していたかについて、「不明」と回答されていることから納付の事実を証明できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 神奈川県厚生年金 事案 799

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 4 月 15 日まで  
私は、申立期間について、A社に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入記録が無い旨の回答をもらった。

当時は通院もしていて、健康保険証を保有していたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の幹部社員の氏名を複数記憶していることから、当該事業所に勤務していたと思われるが、雇用保険の加入記録からは申立人の記録は確認できず、申立人が申立期間において厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間において同社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

さらに、申立期間において同社は、B健康保険組合に加入していることが確認できたが、厚生年金保険と加入手続きが同時である政府管掌健康保険とは違い、同健康保険組合の加入事実をもって当然に厚生年金保険に加入していたとは言えない。なお、同健康保険組合は、当時の記録を保存しておらず申立人の記録を確認することはできなかった。

加えて、A社の新規適用日である昭和 61 年 4 月 1 日と同日に被保険者資格を取得した 11 名のうち、3 名に確認したところ、いずれも、「厚生年金保険には加入せず、健康保険のみに加入していた事実を在職中から自覚していた」と証言している。

また、3 名の社会保険事務所の記録を確認したところ、いずれも、被保険者資格取得前の期間において、国民年金保険料の納付記録を確認できる

ことから、証言の<sup>しんびょうせい</sup>信憑性は高いと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。

## 神奈川県厚生年金 事案 800

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月31日から43年3月21日まで  
社会保険事務所に年金記録の確認をしたところ、申立期間については昭和43年7月19日に脱退手当金が支給されていることを知った。

申立期間前のA社を退職した時には社会保険事務所に行き脱退手当金の手続きをした記憶があるが、申立期間のB社を退職した時には脱退手当金を受け取った記憶が無いので、当該期間について厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管する「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」から、A社とB社の両期間を合わせた月数の脱退手当金が、昭和43年7月19日に申立人に支給されていることが確認でき、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。